

ディーゼル自動車の排出ガス規制に関する特記仕様書

東京都ではディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車）の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年12月22日条例第215号）他、各県条例に規定する条例により、基準を満たさないトラックやバスなどの特定自動車の運行が禁止となっている。

については、請負者は、本条例等の趣旨を十分理解のうえ、粒子状物質削減に向けた規制対象車の速やかな対応に努めるものとする。